

監査実施結果報告書（確定給付企業年金）

企業年金数	うち3年を経過した企業年金数	監査実施数		指導項目数
		書面監査	実地監査	
10,317 企業年金	3,064 企業年金	427 企業年金	94 企業年金	408 件

※ 企業年金数については、平成23年3月末現在

区 分	指 摘 ・ 是 正 改 善 事 項
加入者	加入者原簿については、確定給付企業年金法施行規則第21条に規定する必要事項を記載して備え付けること。
	加入者原簿の記載事項に誤りが散見されるので、記載を修正し、適正に管理すること。
	基金は確定給付企業年金法施行規則第23条に基づき、事業主から資格喪失届を提出させること。
代議員会	確定給付企業年金の事業運営基準に基づき、代議員の選出に係る規程を定めること。
	代議員会の運営については、確定給付企業年金の事業運営基準に基づき、規程を設けるなどにより円滑な運営が行われるよう措置すること。
	代議員会及び理事会の会議録については、規約に基づき代理出席した代議員の氏名を記載すること。
	代議員がやむを得ない理由などにより代議員会に出席できない場合は、確定給付企業年金の事業運営基準に基づき、代理出席ができる旨、各代議員に周知すること。 なお、代議員会に代理出席する場合は、当該代理人から代理権を証する書面を代議員会に提出させること。
	代議員会において、あらかじめ通知のあった審議事項については、賛否の数に代理出席による議決権も加えること。
理 事 会	確定給付企業年金法第22条に基づき、理事長に事故があるときなどに備えて、あらかじめその職務を行う理事を指定すること。
	理事の選挙の手續きについては、確定給付企業年金の事業運営基準に基づき、規程を設けるなどにより円滑に運営できるよう措置すること。
	確定給付企業年金の事業運営基準に基づき、理事会における会議の状況及び決定事項については、詳細に記録し保管しておくこと。
	常務理事は法令及び規約等を十分理解したうえ、責任を持って業務を執行すること。
事務組織	出納員が交替した場合の引継は、財務及び会計規程に基づき、引継書を作成し適正に行うこと。 なお、出納員の引継書類は、交替日の前日をもって作成すること。

区 分	指 摘 ・ 是 正 改 善 事 項
監事監査	<p>企業年金基金監事監査規程要綱及び監事監査規程に基づき、定例監査を実施すること。</p>
	<p>企業年金基金監事監査規程要綱に基づき、「積立金の管理及び運用に関する事項」の監査を実施すること。</p>
	<p>確定給付企業年金法第22条第4項に基づき、公平かつ厳正な監査を監事自ら責任をもって実施すること。</p>
	<p>企業年金基金監事監査規程要綱及び監事監査規程に基づき、監事は、毎事業年度当初、当該事業年度の監査の回数、時期その他監査の実施に関する事項を定める監査の実施計画を作成し、これを理事長に通知すること。</p>
	<p>監査の実施結果に係る通知は、監事が作成し、理事長に通知すること。</p>
	<p>企業年金基金監事監査規程要綱に基づき、監事は決算に関する報告書及び事業報告書について監査したときは、監事意見書に監事の意見を付して理事長に提出すること。</p>
	<p>企業年金基金監事監査規程要綱に定める文書について、監査の適正を図るため監事に回付すること。</p>
庶 務	<p>規約については、その現況及び変遷を常に明確にすること。</p>
	<p>確定給付企業年金の事業運営基準に基づき、現金の出納及び保管は、厳正かつ確実に行うこと。</p>
	<p>確定給付企業年金法第7条第1項に基づき、事業主の住所及び実施事業所の所在地の変更に係る規約変更は遅滞なく届出すること。</p>
	<p>確定給付企業年金法施行令第9条に基づき、基金事務所の所在地に変更があった場合は公告すること。</p>
	<p>書面監査について、受託機関が作成した説明資料に記載のあった例文を十分に吟味することなく引用して回答した結果、事実と異なる回答を行っていたことから、事実に基づき記載し適切に行うこと。</p>
契 約	<p>契約については、財務及び会計規程に基づき、業者決定や契約書の作成について適正に行い、理事長の決裁を受けること。</p>
	<p>随意契約により調達を行う場合は、財務及び会計規程に基づき、複数の業者の見積もりを徴し、業者決定を適正に行うこと。</p>
財務及び会計	<p>確定給付企業年金の事業運営基準に基づき、出納の担当者の業務及び責任の範囲を明確にすること。</p>
	<p>会計帳簿の残高の突合確認について、財務及び会計規程に基づき、毎月末の月計表の残高と総勘定元帳及び総勘定元帳補助簿の残高を突合し、その正否を確認すること。</p>

区 分	指 摘 ・ 是 正 改 善 事 項
掛 金	財政再計算を行い掛金を変更する際には、規約変更の届出を行うこと。
	掛金の額は、規約で定めるところにより算定した額とすること。
年金給付	確定給付企業年金法施行令第50条の4に基づき、資格を喪失した者に対し、企業年金の通算措置の説明を行うこと。
	年金給付の裁定請求に当たっては、規約に基づき書類を添付させた上で必要事項を記載した請求書を提出させること。
資産運用	確定給付企業年金法施行令第45条、同法施行規則第83条及び「確定給付企業年金制度について」(H14.3.29付 年金局長通知)に基づき、運用の基本方針及び整合的な運用指針を策定し、当該基本方針等に沿って運用すること。
	確定給付企業年金法施行令第70条及び確定給付企業年金法施行規則第114条に基づき、業務上の余裕金の運用方法について、適正な資産管理に努めること。
データ保護管理	企業年金等における個人情報の管理について、個人情報保護に関する規定を設け、個人データ管理責任者等を選任すること。
個人情報保護	「企業年金等に関する個人情報の取扱いについて」(通知)に基づき、企業年金等に関する個人データ管理責任者及び個人データを取り扱う従業者に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人データの保護措置に習熟させるため、必要な教育及び研修を実施すること。
情報開示	確定給付企業年金法第73条及び同法施行規則第87条に基づき、業務概況については、毎事業年度に1回以上、加入者に周知すること。